

# 盛岡広域首長懇談会規約

(平成20年5月8日 決定 )

(平成25年12月27日 改正 )

## (設置)

第1条 盛岡市、八幡平市、滝沢市、零石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町（以下「構成団体」という。）は、共通する行政課題に連携して取り組むことにより、求心力のある中核的な都市圏の形成、構成団体の一体的な発展及び住民福祉の向上を図るため、盛岡広域首長懇談会（以下「首長懇談会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 首長懇談会は、次に掲げる事項について協議し、又は調整する。

- (1) 日常生活圏の広域化に伴う課題
- (2) 構成団体間において連携することにより効果が増大する施策
- (3) 構成団体間において連携することにより効率化が図られる施策
- (4) 一部の構成団体間における課題
- (5) 前各号に掲げるもののほか、構成団体に共通する行政課題の解決に関し必要な事項

## (組織)

第3条 首長懇談会は、構成団体の長をもって組織する。

## (会長)

第4条 会長は、構成団体の長が協議して定めた者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

## (会議の招集)

第5条 首長懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、開催の日時及び場所並びに会議に付すべき事項を構成団体に通知しなければならない。

## (会議の運営)

第6条 会議は、構成団体の長の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議は、原則として非公開とする。ただし、構成団体の長の半数以上から申し出があったときは、公開することができる。

3 会議の議事その他の会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## (事務検討会議)

第7条 首長懇談会に提案する必要な事項について協議し、及び調整するため、首長懇談会の下部組織として盛岡広域首長懇談会事務検討会議（以下「事務検討会議」という。）を置く。

2 事務検討会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## (専門部会)

第8条 共通する課題の解決の具体的な施策を協議し、及び調整するため、事務検討会議の下部組織として盛岡広域首長懇談会事務検討会議専門部会を置く。

2 前項の専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第 9 条 首長懇談会の事務を処理するため、首長懇談会に事務局を置く。

2 首長懇談会の事務局は、会長の属する市町に置く。

3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第 10 条 首長懇談会の運営に要する経費が生じた場合は、首長懇談会で協議して定める。

(委任)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、首長懇談会に関し必要な事項は、会長が首長懇談会に諮って定める。

#### 附 則

この規約は、平成 20 年 5 月 8 日から施行する。

#### 改正文

この規約は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。